

## 2003 年度 JP ドメイン名諮問委員会における検討課題(案)

### 1. JP ドメイン名登録管理業務における「公平性」と「中立性」の意味について

JP ドメイン名登録管理業務は、公平かつ中立的に実施される必要があり、その実現・維持を目的として JP ドメイン名諮問委員会は設置されています。JP ドメイン名登録管理業務の中で、この「公平性」と「中立性」とは、具体的にはどういう事を意味するものなのか、もしくは意味すべきなのか、という点について明確にしておくことが必要と考えています。

### 2. 指定事業者契約が終了となった際の、登録者とドメイン名の保護方策について

JP ドメイン名では管理指定事業者制度のもとで、登録されたドメイン名は必ずいずれか1つの指定事業者がその管理責任を負い、登録者にドメイン名の登録・管理に必要なサービスを提供することとなっています。

この制度の中で、指定事業者のサービス終了や倒産などの理由により、指定事業者契約が終了となった際に、その指定事業者が管理する登録者とドメイン名をどのように保護するのか、という点を検討することが必要と考えています。

### 3. 指定事業者の権限により廃止届が出されたドメイン名の保護方策について

属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名では、登録者の所在が不明となった場合や、組織が消滅した場合など、特定条件のもとで指定事業者がドメイン名の廃止届を行うことができることとなっています。

また、このような形で廃止届が行われたものについては JPRS から登録者に連絡を試みるなど、登録者保護のための措置を行っています。

この制度は属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名に管理指定事業者制度を導入した際に追加されたものですが、1年が経過した現在、登録者の保護という本来の目的を満たすことができているのかを検証することが必要と考えています。

以上